

公 告 第 7 1 0 号
令和 6 年 1 2 月 4 日

被保険者各位

静岡県農業団体健康保険組合
理事長 鈴木 政成



任意継続被保険者の標準報酬月額上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額上限額については、健康保険法第 47 条の規定により、前年 9 月 30 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定されます。

当組合の令和 6 年 9 月 30 日における全被保険者の平均標準報酬月額は 330,811 円でした。健康保険の等級表に当てはめ、標準報酬月額を 340,000 円とし、下記のとおり公告いたします。

記

1. 標準報酬月額上限額 340,000 円（24 等級）

2. 適用期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日